別記様式第１号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　年　月　日

長崎大学発ベンチャー称号授与申請書

　国立大学法人長崎大学長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　印

長崎大学における長崎大学発ベンチャーの称号授与に関する規程（以下、「規程」という。）に基づき、長崎大学発ベンチャーの称号の授与を申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請内容 | □新規　　□更新【該当するものにレを付けること。】 |
| 申請資格 | □第1号　□第2号　□第3号　□第4号【規程第2条の該当する号にレを付けること。】 |
| 申請事由等【申請資格の具備を証する事実、背景等を説明すること。】※更新申請については、これまでの活動状況を説明すること。 |  |
| 企業名 |  |
| 所在地 |  |
| 代表者（職・氏名） |  |
| 代表者区分 | □教職員　□学生　□在職または在学していたもの　□第三者【レを付けること。】 |
| 連絡先等 | 電話番号）Mail）URL） |
| 事業開始日等 | 設立日　　年　月　日事業開始日（開業届出日）　年　月　日 |
| 分野 | □IT（ソフト・ハード）　□バイオ・医療　□環境　□素材・材料　□機械・装置　□サービス　□その他（　　　　）【□欄にレを付けること。】 |
| 資本の額または出資の総額 |  |
| 役員数および従業員数 | 役員数従業員数【本学教職員を含む場合は、その者の本学における所属・役職、氏名、企業内役職】 |
| 事業の概要 |  |
| ベンチャーの種別 | □研究成果ベンチャー　□共同研究ベンチャー　□技術移転ベンチャー　□学生ベンチャー　　□関連ベンチャー【□欄にレを付けること。】 |
| 事業に活用される知的財産権、研究成果または習得した技術、知識等 |  |
| 本学住所での商業登記 | □希望する　□希望しない　【□欄にレを付けること。】 |
| 確認欄 | □反社会的勢力に該当せず、かつ、反社会的行為を行わないことを表明します。□反社会的勢力との関係がなく、かつ、将来にわたり関係を持たないことを表明します。□長崎大学職員兼業規程その他本学関係規則等に定める所要の手続または承認等が済んでいることを表明します。□長崎大学発ベンチャーの称号の授与の取り消しがあった場合、登記場所を速やかに変更することに合意します。□規定や内規の改正に伴い登記可能な住所が変更になる場合があることに合意します。【□欄にレを付けること。】 |
| （注意事項）長崎大学発ベンチャーの称号授与によって、長崎大学の商標、ロゴ等の使用許諾するものではありません。（<https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/logo-song/logo-mark/guideline/>） |

添付資料：登記簿謄本(3か月以内のもの)※商業登記を希望している等で登記簿謄本が添付できない場合は、その旨、申し添えること。

　　　　　定款の写し

兼業許可の写し（教職員の場合）

　　　　　その他参考となる資料(会社概要、組織図、事業計画書等)

（語句の説明）

反社会的勢力・・・暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動。社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者。

反社会的行為・・・相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為、偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または相手方の信用を毀損する行為。

研究成果ベンチャー・・・大学で達成された研究成果に基づく特許や新たな技術・ビジネス手法を事業化する目的で新規に設立されたベンチャー

共同研究ベンチャー・・・創業者の持つ技術やノウハウを事業化するために、設立5年以内に大学と共同研究等を行ったベンチャー

技術移転ベンチャー・・・既存事業を維持・発展させるため、設立5年以内に大学から技術移転等を受けたベンチャー

学生ベンチャー・・・大学と深い関連のある学生ベンチャー

関連ベンチャー・・・大学からの出資がある等その他、大学と深い関連のあるベンチャー

（商業登記にあたっての注意事項）

* 兼業許可の通知に基づき、学内の登記場所での業務も長崎大学教職員の勤務時間外に行い、また長崎大学の業務に支障が出ない範囲での従事とすること。
* 登記完了前に称号授与が決定した場合、登記完了後速やかに登記簿謄本を提出すること、認定後半年間登記が確認できない場合認定を抹消する。
* 称号授与より以前の本学住所での商業登記は称号授与取消し事由に該当する。